

長野県中学校の文化部活動方針（案）

令和元年 12 月
長野県教育委員会



デザイン制作＝高校生

×

同学園トータルデザインアカデミー

目 次

本方針の適用	1
I 方針策定の背景及び趣旨	
1 方針策定の背景	2
2 方針策定の趣旨	4
II 文化部活動について	
1 適切な運営のための体制整備	5
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	8
3 適切な休養日と活動時間等の設定	10
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	11
5 文化活動運営委員会	12
6 学校単位で参加する大会等の見直し	13
7 文化部活動の将来に向けて	13
III 文化部活動の延長として行われている社会文化活動について	14
IV 取組の状況の把握と方針の見直し	14

本方針の適用

長野県教育委員会では、児童生徒にとって望ましい芸術文化環境を構築するという観点から、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）に則り、「長野県中学校の文化部活動方針」を策定しました。

本方針は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の文化部活動を主な対象としていますが、小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）段階の課外活動についても、本方針に準ずることとします。

I 方針策定の背景及び趣旨

1 方針策定の背景

文化部活動（小学校では課外活動。以下、文化部活動と記述）は、各活動に興味・関心をもつ同好の生徒（小学校課外活動においては児童。以下、生徒と記述）が参加し、顧問等の指導のもと、学校教育の一環として行われ、技能の向上を図ることのみならず、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養など、生徒の多様な学びの場として、大きな教育的意義があります。

一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示しています。また、部活動の一部には、文化部活動を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあります。生徒の自主的、自発的な参加となるよう、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）及び、「長野県中学生期のスポーツ活動指針（改定版）」（平成31年2月改定）では、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところです。文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいですが、いかなる部活動（小学校においては課外活動）についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴うこと、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであることから、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきです。

また、中学校においては、学校週5日制の導入時に、部活動時間をより長く確保するために始められた、本県特有の「文化部活動の延長として行われている社会文化活動」^{*1}は、上記の問題と併せ、万が一の場合の責任の所在が曖昧であったり、一部の過熱化する活動により、生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠いたりする問題が指摘されています。

さらに、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が一層複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。とりわけ、文化部活動においては、少子化の進展により、従前と同様の運営体制では維持は難しくなり、存続の危機に直面している学校や地域があるほか、多様化する生徒のニーズへの対応など、文化部活動を将来にわたり持続可能なものとするためには、速やかに、抜本的な改革に取り組む必要があります。

このため、長野県教育委員会では、心身の成長過程にある中学生期（小学校においては小学生期。以下、同じ。）にとっての文化部活動が「スチューデント・ファースト」（学習者本位）の精神に基づ

く活動となることを大前提に、生徒にとって望ましい芸術文化環境を構築するという観点から、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）に則り、「長野県中学校の文化部活動方針」を策定しました。

今後、学校、保護者、地域の指導者等、中学生期の芸術文化活動に関わるすべての者の理解のもと、本方針による指導の工夫改善や、持続可能な運営体制の整備等を行うことにより、本県の中学生期における芸術文化活動がさらなる発展を遂げ、生徒の健やかな成長へと結びついていくよう取り組んでまいります。

※1 「文化部活動の延長として行われている社会文化活動」

文化部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、文化部活動の保護者会が主催であったり、地域の芸術文化指導者等が運営主体になったりしているが、主には、文化部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会文化活動^{※2}とは異なる。

なお、上記実態を踏まえ、スポーツ活動について平成24年3月に策定した、「社会体育として活動するための組織4原則」（①規約の制定 ②学校職員以外の者が責任者 ③保険に加入 ④活動する生徒を募集）は廃止されており、文化部活動においても、これに準ずる。

※2 「地域において実施されている社会文化活動」

市町村教育委員会、市町村芸術文化所管部局、公民館、各芸術文化活動団体等が行う活動等。

2 本方針の趣旨

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
 - ・ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、文化部活動の多様性に留意し、実施形態などの工夫を図ること。
- 市町村教育委員会及び学校は、本方針に則り、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組みます。
- 県教育委員会は、本方針に基づく県内の文化部活動改革の取組状況について、定期的の実態の把握に努めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行います。

Ⅱ 文化部活動について

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 県教育委員会は、生徒にとって望ましい文化部活動の実施環境を構築するという観点から、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月）に則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「長野県中学校の文化部活動方針」を策定します。

イ 市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）や公立学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定します。

ウ 校長は、市町村教育委員会の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定します。

文化部顧問（小学校課外活動においては課外活動顧問。以下、文化部顧問と記述）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール・各種発表会等日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール・各種発表会等参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該文化部の生徒・保護者へ情報提供します。

エ 校長は、上記ウの活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表します。なお、各学校の学校評価の中で、活動の成果や課題について評価し、改善していくことが大切です。

オ 市町村教育委員会は、上記ウに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行います。なお、このことについて、県教育委員会は、必要に応じて市町村教育委員会の支援を行います。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員^{※3}の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置します。

イ 市町村教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行います。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

オ 文化部顧問は、年間活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意します。

- ・ 生徒や保護者の思いを踏まえ作成するとともに、その内容について説明し、理解を得ること。
- ・ 年間を通じ、「練習期」、「コンクール等発表期」、「休養期」等に分けて、メリハリのある計画とすること。

カ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化部顧問を対象とする芸術文化指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。

※3 「部活動指導員」

学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程及び特別支援学校の中学部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・コンクール・各種発表会等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

キ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、教員の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」、「教職員の業務を改善し、子どもと向き合う時間の確保・充実を図るための総合的な方策（平成26年3月長野県教育委員会）」、「学校における働き方改革のための基本方針（平成29年11月15日長野県教育委員会策定）」^{※4}及び「公立小中学校における働き方改革のための共同メッセージ（平成29年11月20日 長野県教育委員会・長野県市町村教育委員会連絡協議会・長野県PTA連合会）」を踏まえ、業務改善につながる取組を推進します。

※4 「学校における働き方改革のための基本方針（平成29年11月15日 長野県教育委員会）」

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進めるための具体的な取組を示している。部活動については、「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の基準に沿った運用の徹底、部活動指導員の活用等について示している。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)に則り、また、下記ア、イの指針等の取扱いにも十分留意して、生徒の心身の健康管理(バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行います。

ア 熱中症事故防止の観点から、「日常生活における熱中症予防指針」(日本生気象学会)等を参考に、例えば気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域時間帯における活動を原則として行わないようにする等、適切に対処します。

イ 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート」(長野県教育委員会)を活動場所等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における活動への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処します。

(2) 文化部顧問による指導

ア 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行います。

イ 生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

ウ 専門的知見を有する養護教諭及び栄養教諭、保健体育担当の教員等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。

エ 活動を行う上で好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことですが、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意します。

オ 中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたる芸術文化活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をします。

カ 運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努めます。

(3) 文化部活動の充実に向けた地域との連携

ア 顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、優れた指導力をもつ地域の芸術文化指導者の協力を得て活動を行うことが、より効果的です。

イ 外部指導者に対しては、学校の教育目標や年間指導計画、各部の活動目標、活動方針について十分に理解を得た上で、市町村教育委員会や校長が委嘱等を行い、役割を明確にします。

ウ 文化部活動の運営は、文化部顧問が責任をもって行い、外部指導者の技術指導を中心としたサポートにより、活動を充実させていくことが大切です。

3 適切な休養日と活動時間等の設定

- (1) 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、活動の基準を次のとおりとします。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール・各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。)
- 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮するとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間^{※5}は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会・コンクール・各種発表会等への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。
- 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の文化部活動^{※6}は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合^{※7}には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を実施することが考えられる。

※5 「活動時間」

本方針における「活動時間」とは、部活動として活動する時間である。ただし、会場への移動、当日の準備・片付けの時間は含まない。

※6 「朝の文化部活動」

学校教育の一環として行われる文化部活動として、始業前に顧問の指導のもと部員全員を対象に行う活動。

※7 「放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合」の例

- ・日没が早い時期
- ・活動環境の特性 (朝の時間帯の自然観察 等)
- ・学校の特別な事情 (バスの運行時間や小学校の集団下校との関係 等)

- (2) 市町村教育委員会は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、本方針の基準を踏まえ、休養日及び活動時間等を設定し、明記します。また、下記(3)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行います。
- (3) 校長は、1 (1) に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針の基準を踏まえるとともに、市町村教育委員会が策定した方針に則り、休養日及び活動時間等を設定し、公表します。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。
- (4) なお、休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校や地域の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日やオフシーズンの設置等のほか、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、生徒の多様なニーズや学校の実情に応じた活動を行うことができるよう検討します。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる分野を体験する活動や、大会・コンクール志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられます。

イ 市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の芸術文化活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加できる等、合同部活動等の取組を推進します。

(2) 地域との連携等

ア 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、生徒の芸術文化環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の芸術文化団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域における芸術文化環境の整備を進めます。

イ 各分野の関係団体等は、県教育委員会もしくは市町村教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、市町村教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力します。

ウ 市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放事業を推進します。

エ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に、子どもの健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の中で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

5 文化活動運営委員会※⁸

市町村教育委員会は、設置する学校の文化部活動が抱える課題や、地域において実施されている社会文化活動との連携等について協議するため、文化活動運営委員会を各中学校区に設置します。委員には、文化部活動担当の教諭、健康面に専門的な知見を有する養護教諭、栄養教諭、保健体育科担当の教諭等のほか、地域の文化活動関係者、地域医療関係者、学校評議員、信州型コミュニティースクール運営委員など校外の関係者にも参加していただくことが望まれます。

文化活動運営委員会は、文化部活動の充実のために当該校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行うことが求められます。

また、生徒の健康、顧問の指導、外部指導者、地域で実施される社会文化活動との連携についても協議し、当該学校の活動内容について地域に広く周知することが望まれます。

※⁸ 「文化活動運営委員会」

市町村教育委員会が、各中学校区に設置する委員会で、地域の文化活動関係者、学校、保護者等によって組織される。中学校区内の学校の文化部活動充実のため、運営計画や課題について協議するとともに、地域において実施されている社会文化活動との連携についても協議して、より良い生徒の文化活動を推進する。なお、従来の部活動運営委員会が組織されている学校においては、その活動を充実させる。

<協議内容の例>

- ・学校が作成した部活動の活動目標、活動方針、運営計画等についての検討
- ・生徒の活動状況や、顧問の指導内容についての評価
- ・生徒や顧問の過度な負担とならないための大会等参加についての検討
- ・外部指導者や地域において実施されている社会文化活動との連携と活動の状況把握
- ・部活動指導員や外部指導者の活用及び役割分担の共通理解
- ・合同部活動の推進
- ・生徒の多様なニーズに応じた文化活動の検討

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 文化部活動に関わる各種大会・コンクール・各種発表会等の主催者は、「4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備」を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加などの参加資格の在り方、大会・コンクール・各種発表会等の規模もしくは日程等の在り方、外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行います。
- (2) 長野県の文化部活動に関わる組織は、県教育委員会、市町村教育委員会及び諸団体等と連携して、学校の文化部が参加する大会・コンクール・各種発表会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール・各種発表会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール・各種発表会等の在り方の検討を主催者に要請します。
- (3) 市町村教育委員会は、所管する学校の文化部が参加する大会・コンクール・各種発表会等や地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会・コンクール・各種発表会等や地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、大会・コンクール・各種発表会等や地域の行事・催し等の在り方の検討を主催者に要請するとともに、各中学校区に設置した文化活動運営委員会等と連携を図り、各学校の文化部が参加する大会・コンクール・各種発表会等数の上限の目安等について検討します。
- (4) 校長は、上記(3)の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール・各種発表会等を精査します。
- (5) 県教育委員会は、上記(1)から(4)までの取組が着実に進むよう、市町村教育委員会や長野県の文化部活動に関わる諸団体等と連携を図ります。

7 文化部活動の将来に向けて

- (1) 本方針は、生徒の視点に立った、学校の文化部活動改革に向けた具体的取組について示すものですが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、中学生期における芸術文化環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められます。
- (2) このため、県教育委員会及び市町村教育委員会は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化活動の機会の確保・充実方策を検討する必要があります。

Ⅲ 文化部活動の延長として行われている社会文化活動について

学校週5日制が導入された際、部活動の練習時間をより長く確保することを目的に始められた「文化部活動の延長として行われている社会文化活動」※1は、以下のような課題があることから、廃止し、「学校管理下で行われる文化部活動」として行うか、または「地域において実施されている社会文化活動※2」に移行します。

- ・ 活動の過熱化の一因ともなっており、長時間に及ぶ活動による生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題も指摘されている。
- ・ 万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にあることが指摘されている。
- ・ 文化部活動との関係性があることから、任意の参加であっても、参加せざるを得ない状況や雰囲気も指摘されている。

なお、「地域において実施されている社会文化活動」がない場合は、市町村教育委員会や市町村芸術文化所管部局を中心に、地域の芸術文化団体が連携し、中学生の芸術文化活動機会を確保する場を構築することが望まれます。

Ⅳ 取組の状況の把握と方針の見直し

県教育委員会は、本方針を踏まえた各学校の取組状況や文化部活動等の実態を把握するとともに、今後さらに進む少子化等の課題を踏まえ、全国的な動向を注視しながら、必要に応じて本方針の見直しを行います。

※1 「文化部活動の延長として行われている社会文化活動」(再掲)

文化部活動と同様の活動が連続または近接して行われるもので、文化部活動の保護者会が主催であったり、地域の芸術文化指導者等が運営主体になったりしているが、主には、文化部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成されている。学校週5日制の導入時に休日の部活動時間を確保するため行われてきたが、平日の放課後に活動が拡大され、長時間に及ぶ活動による生徒への負担が危惧される。万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にある活動であり、地域において実施されている社会文化活動※2とは異なる。なお、上記実態を踏まえ、スポーツ活動において平成24年3月に策定した、「社会体育として活動するための組織4原則」(①規約の制定 ②学校職員以外の者が責任者 ③保険に加入 ④活動する生徒を募集)は、廃止するものとされており、文化部活動においても、これに準ずる。

※2 「地域において実施されている社会文化活動」(再掲)

市町村教育委員会、市町村芸術文化所管部局、公民館、各芸術文化活動団体等が行う活動等。

<参考> 学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）－抜粋－

第 1 章 総則

第 5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

中学校学習指導要領解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）－抜粋－

第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ）

部活動の指導及び運営等に当たっては、第 1 章総則第 5 の 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、とすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第 2 章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。（後略）